

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成七年二月二十四日）

法律 第十二号

（目的）

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災による著しい被害を受けた地域（以下「阪神・淡路地域」という。）においてその震災被害が未曾有のものであることにかんがみ、阪神・淡路地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めることにより、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に對して将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現することを基本理念として行うものとする。

（国が講ずる措置）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の

- 5 本部に、阪神・淡路復興対策本部員（次項において「本部員」という。）を置く。
- 6 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。
- 7 本部に、本部の事務を処理させるため、事務局を置く。
- 8 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 9 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### （この法律の失効）

第二条 この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

阪神・淡路復興委員会令

平成七年二月十五日  
政令第二十四号

改正  
平成七年二月二十四日  
政令第三十三号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 阪神・淡路復興委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項について国家的見地から意見を述べさせるため必要があるときは、特別顧問を置くことができる。

（委員及び特別顧問）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 特別顧問は、委員会の調査審議事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員及び特別顧問は、非常勤とする。

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第四条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、総理府阪神・淡路復興対策本部の事務局において内閣総理大臣官房内政審議室及び国土庁大都市圏整備局の協力を得て処理する。

(雑則)

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年政令第三十三号)

この政令は、公布の日から施行する。

総理府本府組織令（抄）

昭和二十七年八月三十日  
政令第三百七十二号

〔

阪神・淡路復興委員会関係改正  
平成七年二月十五日  
政令第二十三号

〕

（審議会等）

第十八条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の表の上欄に掲げる審議会等を置き、これらの審議会等の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
阪神・淡路	内閣総理大臣の諮問に応じて、平成七年の兵庫県南部地震による災害に関し、関係地方

復興委員会

公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に  
関し総合調整を要する事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣  
総理大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、同項に定める審議会等に関し必要な事項については、別に政令で定めるところによる。

#### 附 則

4 第十八条第一項の表に掲げる審議会等のうち、阪神・淡路復興委員会は、平成八年二月十四日まで置かれるものとする。

#### 附 則（平成七年政令第二十三号）

この政令は、公布の日から施行する。

阪神・淡路復興委員会規則第一号

阪神・淡路復興委員会令（平成七年政令第二十四号）第六条の規定に基づき、阪神・淡路復興委員会運営規則を次のように定める。

平成七年二月十六日

阪神・淡路復興委員会委員長

阪神・淡路復興委員会運営規則

（委員会の招集）

第一条 阪神・淡路復興委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が招集する。

（議事）

第二条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

2 委員は、委員長の了解を得て、代理の者を出席させることができる。

3 議事は、原則として、出席委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席委員全員の一致が見られない場合にあつては、委員長の裁断により、出席委員の過半数によつて決することができる。

4 委員長に事故がある場合における前二項の規定の適用については、阪神・淡路復興委員会令（平成七年政令第二十四号）第三条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

（意見の開陳等）

第三条 特別顧問は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第四条 委員長は、適当と認められる者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（委任規定）

第五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成七年二月十六日から施行する。

阪神・淡路復興対策本部組織令

内閣は、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成七年法律第十二号）第五条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局長）

第一条 阪神・淡路復興対策本部（以下「本部」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第二条 本部の事務局に事務局次長一人を置く。

- 2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。